

店舗販売業の管理及び運営に関する事項

店舗名	トモズ エスパル仙台店		
許可の区分	店舗販売業	許可番号	第140314号
許可年月日	令和5年5月24日		
許可の有効期限	令和11年5月23日		
許可の所管	仙台市保健所		
住所	宮城県仙台市青葉区中央1丁目1-1 エスパル仙台東館2階		
開設者	株式会社トモズ 代表取締役 角谷 真司		
管理者の氏名	原田友子		
勤務する登録販売者	原田友子 高橋莉菜 柴田沙知 後藤茜 内田祐子 遠藤理恵 上記の登録販売者は、保管・陳列・販売・情報提供・相談等を担当する。 (勤務表)		
取扱っている要指導医薬品及び一般医薬品	指定第二类医薬品、第二类医薬品、第三類医薬品。 特定販売で取り扱う医薬品の最短使用期限は90日とします。		
勤務する者の区別	薬剤師は「薬剤師」と記した名札を着用 登録販売者は「登録販売者」と記した名札を着用 研修中の登録販売者は「登録販売者（研修中）」と記した名札を着用 一般従事者は「名前」を記した名札を着用		
営業時間、 営業時間外の相談時間	店舗営業時間	10:00—21:00	
	特定販売実施時間	10:00—20:00	
	営業時間外で相談できる時間	なし	
	営業時間外で医薬品の購入または譲受けの申込みを受理する時間	なし	
相談時及び緊急時の電話番号・その他連絡先	電話番号：022-766-8255 受付時間：店舗販売営業時間と同じ		
店舗の写真及び陳列状況	 		

要指導医薬品および一般用医薬品の販売に関する事項

要指導医薬品とは	医療用から一般用に移行して間もなく、一般用としてのリスクが確定していないものと劇薬など														
第一類医薬品とは	一般用医薬品としての使用経験が少ない等、安全上特に注意を要する成分を含むもの。 (例) H2 ブロッカー含有医薬品、一部の毛髪用医薬品など														
第二類医薬品とは	まれに入院相当以上の健康被害が生じる可能性がある成分を含むもの。 (例) 主な風邪薬、解熱鎮痛薬														
第三類医薬品とは	日常生活に支障をきたす程度ではないが、身体の変調・不調が起こるおそれがある成分を含むもの。 (例) ビタミン B、C 含有保健薬、整腸剤など														
第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説	表記する一般用医薬品のリスク区分ごとに、「第一類医薬品」、「第二類医薬品」、「第三類医薬品」の文字を表記します。 第二類医薬品のうち、特に注意を要する医薬品については、「指定第二類医薬品」の文字を表記します。 一般用医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載します。 また、直接の容器又は直接の被包の記載が外から見えない場合は、外部の容器又は外部の被包にも併せて記載します。														
第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供に関する解説	第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品にあつては、各々情報提供の義務・努力義務があり、対応する専門家が下記の表のように決まっています。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>医薬品のリスク分類</th> <th>質問がなくても行う 情報提供</th> <th>相談があつた場合 の応答</th> <th>対応する専門家</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一類医薬品</td> <td>義務</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">義務</td> <td>薬剤師</td> </tr> <tr> <td>第二類医薬品</td> <td>努力義務</td> <td>薬剤師または</td> </tr> <tr> <td>第三類医薬品</td> <td>不要</td> <td>登録販売者</td> </tr> </tbody> </table>	医薬品のリスク分類	質問がなくても行う 情報提供	相談があつた場合 の応答	対応する専門家	第一類医薬品	義務	義務	薬剤師	第二類医薬品	努力義務	薬剤師または	第三類医薬品	不要	登録販売者
医薬品のリスク分類	質問がなくても行う 情報提供	相談があつた場合 の応答	対応する専門家												
第一類医薬品	義務	義務	薬剤師												
第二類医薬品	努力義務		薬剤師または												
第三類医薬品	不要		登録販売者												
指定第二類医薬品に関する陳列等に関する解説	指定第二類医薬品を、新構造設備規則に規定する情報提供を行うための設備から 7メートル以内の範囲に陳列いたします。 なお、インターネット販売などの特定販売では、商品名の後に指定第二類医薬品を表示します。														
指定第二類医薬品に関する留意事項	指定第二類医薬品を購入する際には、当該指定第二類医薬品の禁忌を確認するとともに当該指定第二類医薬品の使用について薬剤師または登録販売者にご相談いただくことをお勧めいたします。														
一般用医薬品の陳列に関する解説	要指導医薬品・第一類医薬品を、第一類医薬品陳列区画（新構造設備規則に規定する区画で購入者が直接手の触れられない鍵のついた固定された陳列設備をいう）に陳列します。また、第二類医薬品、第三類医薬品については、それらが混在しないように陳列します。 なお、インターネット販売などの特定販売では、商品名の後に第一類、指定第二類、第二類、第三類医薬品を表示します。														

<p>医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説</p>	<p>【健康被害救済制度】 独立行政法人医薬品医療機器総合機構は医薬品、生物由来製品による健康被害の救済に取り組んでいます。</p> <p>【救済制度相談窓口】 電話 <u>0120-149-931</u> (フリーダイヤル 相談受付 9:00~17:00) 電子メール：kyufu@pmda.go.jp</p> <p>【医薬品副作用被害救済制度】 くすりの副作用による健康被害には、医薬品副作用救済制度が適用されます。これは、医薬品（病院・診療所で投薬されたものの他、薬局で購入したものも含みます。）を適正に使用したにもかかわらず副作用により、入院治療が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。</p> <p>医薬品は、人の健康の保持増進に欠かせないものですが、有効性と安全性のバランスの上に成り立っているという特殊性から、使用に当たって万全の注意を払ってもなお副作用の発生を防止できない場合があります。このため、医薬品（病院・診療所で投薬されたものの他、薬局で購入したものも含みます。）を適正に使用したにもかかわらず副作用による一定の健康被害が生じた場合に、医療費等の給付を行い、これにより被害者の救済を図ろうというのが、この医薬品副作用被害救済制度です。この医療費等の給付に必要な費用は、許可医薬品製造販売業者から納付される拠出金が原資となっています。</p>
<p>個人情報の適正な取り扱いを確保するための措置</p>	<p>当店の個人情報保護の取扱いに関する基本方針に基づいて、個人情報を適切に取り扱っています。</p>
<p>医薬品の使用期限について</p>	<p>当店では使用期限が90日以上ある医薬品のみを配送いたします。</p>
<p>その他、必要な事項</p>	<p>薬剤師不在時は要指導医薬品・第一類医薬品売り場を閉鎖します。また、薬剤師および登録販売者が不在時には許可を受けた医薬品売場を閉鎖します。</p> <p>専門家不在時の医薬品販売はできません。(閉鎖時の医薬品販売は法律で禁じられています)</p> <p>医薬品の正しい購入方法、正しい使用に努めてください。</p> <p>医薬品の中に入っている「添付文書」は捨てないで、医薬品がある間は保管し、必要に応じて見られるようにして下さい。</p> <p>店では解決しない内容の苦情相談窓口は次のとおりです。</p> <p>[行政の窓口] 仙台市保健所 医務薬務課 電話 <u>022-214-8052</u></p> <p>[業界の窓口] 日本チェーンストアドラッグ協会 電話 <u>045-474-4700</u></p>